

子ども・子育て会議	
資料 No. 4	H26, 04, 30

## 子育て支援に関する各種事業等の基準について

### 1 条例制定の必要性

平成26年4月9日から、子ども・子育て支援新制度に係る国の各種基準（案）のパブリックコメントが実施されています。

パブリックコメントにかけられた各種基準（案）は次のとおりです。

- ① 家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準（案）（別紙①）
- ② 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）（別紙②）
- ③ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）（別紙③）
- ④ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（案）
- ⑤ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案

上記①～⑤のうち、市町村（政令市、中核市を除く）に条例（基準）の策定義務があるものは、①、②、③の3つです。

- ① 地域型保育事業（小規模保育等）の認可基準
- ② 放課後児童クラブの運営基準
- ③ 教育・保育施設（認定こども園等）、地域型保育事業（小規模保育等）の確認基準

※ 施設・事業の確認基準である「特定教育・保育施設の運営基準」と「特定地域型保育事業の運営基準」は、1つの府令にまとめられる。

## 2 条例制定の基準

●条例を定めるに当たっては、次2つの基準が規定されています。

従うべき基準 国が定める基準に従い定めるべきもの

参酌すべき基準 国が定める基準を参酌（参考）して定めるべきもの

### 定義

従うべき基準	○必ず適合しなければならない基準 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準 当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、 <u>異なる内容を定めることは許されないもの</u>
参酌（参考）すべき基準	○異なる内容を定めることが許容されるもの 地方自治体が十分参酌した結果、地域の実情に応じて、 <u>異なる内容を定めることが許容されるもの</u>

## 3 策定する基準

●家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準）

家庭的保育事業等を行うに当たり、家庭的保育事業者等は、市町村の条例を遵守する必要があります。

添付の「家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準案」は、市町村の条例を定めるに当たり、「従うべき基準」・「参酌すべき基準」を示すもの。

この基準は、事業を認可する際の基準となるものです。

### 家庭的保育事業等

原則として、満3歳未満の子どもに対して保育を行う市町村の認可事業

① 小規模保育事業（定員：6人以上 19人以下）

② 家庭的保育事業（定員：5人以下）

家庭的保育者の居宅等において保育を行う。

③ 居宅訪問型保育事業

子どもの居宅において、家庭的保育者による保育を行う。

④ 事業所内保育事業

事業所内の施設において、従業員の子どもに加え、一定割合の地域の子どもを保育する。

根拠条項：関係整備法第 6 条により改正される児童福祉法第 34 条の 16

委任の種類：

[従うべき基準]

- ・家庭的保育事業等に従事する者及びその員数
- ・家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

[参酌基準]

- ・その他の事項

●**放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（運営基準）**

放課後児童クラブを行う事業者が遵守すべき基準となるものです。

放課後児童クラブの設備及び運営については、市町村が条例で基準を定めなければなりません。

添付の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準案」は、市町村の条例を定めるに当たり、「従うべき基準」・「参酌すべき基準」を示すもの。

**放課後児童クラブ**

放課後児童クラブは、保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、その健全な育成を図るため、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する事業

根拠条項：関係整備法第 6 条により改正される児童福祉法第 34 条の 8 の 2

関係整備法：子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

委任の種類：

[従うべき基準]

- ・放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数

[参酌基準]

- ・その他の事項

- **特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準）**  
 新制度では、認可を受けた施設・事業者の中で、施設・事業者が運営基準等を満たしていることを確認して、給付の対象とすることになっています。  
 このため、確認を受けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を市が条例で定めなければなりません。  
 ※ 既存の幼稚園、保育所、認定こども園は、別段の申し出をしない限り、施設型給付を受ける確認があったものとみなされる。（みなし確認）  
 ※ 「特定」とは、給付対象として確認を受けていることを意味します。

<p><b>特定教育・保育施設</b>          認定こども園・幼稚園・保育所</p> <p><b>特定地域型保育事業</b>          小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育</p>
---

① 特定教育・保育施設の運営に関する基準条例

根拠条項：子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項及び第 3 項による条例委任

委任の種類：

[従うべき基準]

- ・ 特定教育・保育施設の利用定員
- ・ 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

[参酌基準]

- ・ その他の事項

② 特定地域型保育事業の運営に関する基準条例

根拠条項：子ども・子育て支援法第 46 条第 2 項及び第 3 項による条例委任

委任の種類：

[従うべき基準]

- ・ 特定地域型保育事業の利用定員
- ・ 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

[参酌基準]

- ・その他の事項

●保育の必要性の認定

●保育の必要量の認定

●利用定員

#### 4 その他 都道府県・政令市・中核市が条例で定める基準

●幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等

##### 幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園は、3歳以上児に対して、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じ保育を提供し、また保育を必要とする3歳未満児に対して保育を提供する施設

#### 5 新制度における施設・事業の種類等

給付の実施主体である木津川市が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の種類に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費（私立保育所の場合は委託費）を支払う。

##### 認定区分

- |      |        |                 |
|------|--------|-----------------|
| 1号認定 | 満3歳～5歳 | 保育の必要性なし（教育のみ）  |
| 2号認定 | 満3歳～5歳 | 保育の必要性あり（教育＋保育） |
| 3号認定 | 0歳～2歳  | 保育の必要性あり（保育のみ）  |

施設・事業の種類		認可主体	確認主体	給付
教育 ・保育施設	認定こども園 ①幼保連携型	京都府	木津川市	木津川市
	認定こども園 ②幼稚園型			
	③保育所型			
	④地方裁量型			
	幼稚園 注1)			
保育所				
地域型 保育事業	①家庭的保育事業	木津川市		
	②小規模保育事業			
	③事業所内保育事業			
	④居宅訪問型保育事業			

注1) 新制度へ移行しない幼稚園は、私学助成の対象となるため上記に含まない。

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	木津川市 へ届出	—	木津川市
---------------------------	-------------	---	------